

【生徒心得】

(1) 時程

登校時間 8時25分

下校時間 16時55分

下校延長した場合の最終下校時間は35分延長の17時30分とする。顧問・担任等の監督が必要。

(2) 一般的事項

① 進んで挨拶をしよう。

② 遅刻及び無断欠席・早退をしないこと。欠席の連絡は8時から8時20分までに（原則）保護者が連絡をする。

③ ノーチャイムのため、5分前行動を心がける。

④ 登校から下校の間は外出を認めない、止むを得ない時には担任に申し出て許可を得る。

⑤ 遺失物・拾得物があった時は、生徒部に届け出る。

⑥ ガラスなど、学校の施設・備品を破損した場合には直ちに生徒部に届け出る。
原則的には、弁償することになる。

⑦ 校内での掲示は、生徒部の許可を得て所定の場所に行うことができる。ただし、基本的人権を損なうもの、営利を目的とするもの、著しく風紀を乱すものは許可されない。

⑧ 校内での集会は原則として昼休み及び放課後に許可を得て行うことができる。

⑨ 正面玄関からの出入りは出来ない。

(3) 学校を自分の生活の中心にする。

勉強、部活動や行事に積極的に取り組み、充実した高校生活にしていく。

(4) 進路活動に対応できる様な清潔で質素な、調和の取れた身だしなみを心がける。

① 服装 服装規定に従う。

② 頭髮 染色・脱色・ヘアエクステンション等はない。巻き髪、パーマ等髪に手を加えない。刈り上げマンバン、モヒカン、稲妻、コーンロウ等は禁止。

③ 装身具 ピアス・イヤリング・カラーコンタクト等の装身具を身に着けない。
化粧・色つきリップ・ネイルアート（手足とも）等はない。

④ 履物 1足制。グラウンドはグラウンド履きを、体育館は体育館履き（学校指定）を使用する。

(5) 交通ルールを守り、交通安全に気をつける。

自転車通学する生徒は、次の事項を守ること。

① 自転車通学の手続き

a 自転車損害賠償保険等へ必ず加入する。（東京都条例による）

b 自転車通学を希望するものは、担任に申し出て、生徒部に「自転車通学許可願」を提出し許可を受ける。

c 登録した自転車に学校からの許可シールを貼り使用する。（登録車以外は原則として禁止。）

d 自転車通学をやめる場合にも届け出る。

e 通学距離が近すぎたり、遠すぎる場合には許可しないこともある。

f 雨天時はできるだけ公共交通機関を使って下校すること。やむを得ない場合は雨合羽を着用する。

② 心得

a 交通道徳・法規を守り、安全に十分注意する。

b 学校で定められた場所に駐輪し、必ず施錠する。

c 長期間学校に駐輪しない。駅等への駐輪もマナーを守る。

d 校門出入りの際は必ず自転車を降り周囲の安全を確認する。

※ 以上を守れない時には、許可を取り消す場合がある。

(6) 原動機付き自転車を含むオートバイ・自動車(保護者送迎可)による登下校は禁止。

① 登下校以外でも制服で運転しない。

② 私服でも学校や校門近くへは乗り付けない。

(7) アルバイトは原則禁止する。家庭の事情でやむを得ない場合は、保護者の許可を得て届け出ること。

(8) 特別指導

法に触れる行為、社会規範に反する行為をした場合、特別指導の対象となる。

(例) 暴力、窃盗、恐喝、喫煙・電子タバコ・ライター等の喫煙具の所持・飲酒、いじめ、薬物乱用、オートバイ・自動車による登下校、故意の器物破損、集団での威圧行為、考査等での不正行為、

私的カンパ行為、SNS 等の不適切な使用、その他高校生としてふさわしくない行為。

(9) 携帯電話等について

- ① 授業中は電源を切る。
- ② 迷惑になるような使用や学校での充電はしない。
- ③ 個人情報の管理には十分注意する。

※以上の条件が守れないようであれば、学校での使用を禁止する。

(10) 清掃・ゴミの処理

ゴミは原則持ち帰る。校舎内やその周辺の清掃をクラス単位で分担し行う。

ゴミは、1. 可燃物、2. 不燃物、3. カン・ペットボトルに分別し各階のエレベーター棟のゴミ箱に捨てる。

(11) 忌引の規定

親族に死亡があった場合、次の日数を忌引に認める。担任に連絡すること。

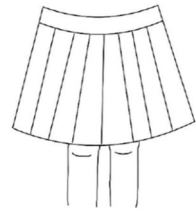
- ア 父母 7日
- イ 祖父母・きょうだい 3日
- ウ 曾祖父母・伯叔父母・甥姪 1日

服装規定

- 1. 本校所定の制服を正しく着用する。(下表)
- 2. 服装は、清潔を旨として常に板橋有徳高校生としての品位を保つよう心がける。
- 3. 夏服装用期間は6月1日～9月30日とする。5月1日～5月31日、10月1日～10月31日を移行期間とする。

制服の内容	詰襟タイプ	
	冬服	夏服
	詰め襟上着 指定の白ワイシャツ ズボン	指定の白ワイシャツ (半袖) ズボン *寒い時は冬服の着用可
	セーラータイプ	
冬服	夏服	
セーラージャケット 指定の白ブラウス スカート、ズボン *紺・黒・白の靴下 (ワンポイントを認めるが、柄物やラインの入ったものは許可しない。タイツは黒無地のみ) *スカート、ズボンいずれかを着用する。	セーラーブラウス スカート、ズボン 紺・黒・白の靴下 (ワンポイントを認めるが、柄物やラインの入ったものは許可しない。タイツは黒無地のみ) *寒い時は学校で購入した指定のカーディガンを着用する。冬服の着用可 *スカート、ズボンいずれかを着用する。	

スカート丈は、ひざの中心を基本とし(イラスト参照)、ウエスト部を折ったり、ベルト等を使用したりして短くしない。短く切ってしまった場合は、再度購入する。



注意事項

*コートの規定

- ① 色は、茶・グレー・紺・黒とする。
- ② スクールコート・ピーコート・ダッフルコート・ダウンジャケットなど、派手なデザインでないものを着用する。ジャンパー、パーカー、ウィンドブレーカー・革ジャケットの類は認めない。

*T シャツの規定

- ① Y シャツ、ブラウスの下に着用する T シャツ等は白、グレー、ベージュ、紺、黒とする。
- ② ワンポイントのプリント・刺繍は認めるが、柄物や文字入りのものは許可しない。

*セーター・カーディガンの規定(冬服時)

- ① 色は紺または黒とする。

- ② 上着の上に着用することはできない。また、上着の中に着用する場合でも、外から見えないようにする。詰襟の上着を脱ぐ場合には、ワイシャツの上にセーター・カーディガンを着用することはできない。いずれも心配なものは、担任・生徒部に相談すること。